

剣道称号「錬士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟
群馬県剣道連盟

1. 申込対象者

剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（平成30年11月30日以前取得）した者。

2. 申込方法

受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文（いずれも手書きによる自筆、パソコン不可）を添え、都道府県剣連に提出する。 年齢基準日11月27日とする

3. 小論文の内容

(1) 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それを踏まえたあなたの剣道修行について述べなさい。

(2) 字数 400字以上800字以内

(3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）。用紙1～4行目に表題と都道府県氏名を記し、5行目2段目より書くこと。ボールペンまたは万年筆を使用（鉛筆またはシャープペンシル不可。）

2枚目の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。

(4) 提出 封筒長3（長さ23.5cm・幅12cm）の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記のうえ、封印すること。

4. 申込締切 **9月4日（水）**

5. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1項の付与基準に該当し、かつ、実施要項の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和元年11月27日（月）

8. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和2年1月号および全剣連ホームページに氏名を掲載する。

10. 個人情報

受審者の個人情報は本審査会運営のため利用する。但し、最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせた公表媒体（剣窓等）に公表することがある。更に剣道普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。